

西諸広域行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和5年3月31日

西諸広域行政事務組合理事会

西諸広域行政事務組合消防長

西諸広域行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、西諸広域行政事務組合理事会（以下「理事会」という。）及び西諸広域行政事務組合消防長（以下「消防長」という。）が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和5年4月1日から法の期限である令和8年3月31日までの3年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本計画は、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、必要に応じ計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととする。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び取組内容

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、理事会及び消防長において、それぞれの女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

【目標1】 消防吏員に占める女性割合を令和8年度に2%以上とする。

《取組内容》

- ①女性の採用試験受験者を増やすために、消防業務に興味を持ち、関心を抱いてもらうためのポスターやリーフレットを積極的に活用し、高校に直接赴き消防業務のやりがいや必要性などを説明し採用申込者の増加につなげていく。
- ②職員採用試験委員会等にて職員採用募集の際の身体的・体力的制限が、消防の職務遂行上、必要最小限度かつ社会通念からみて妥当な範囲のものかの検討を重ねる。
- ③女性職員専用のトイレ、浴室、仮眠室など女性専用施設を計画的に整備していく。

●採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事務職員	—	—	—	—
消防吏員	2.9%	—	—	0.0%

※「—」は採用試験未実施

【目標2】配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の合計取得日数5日以上取得率を令和7年度までに90%以上とする。

《取組内容》

- ①育児参加のための休暇に関する各制度について、文書にて職員へ通知する。
- ②所属長及び係長は、すべての職員が安心して休暇を取得できるように相互の応援体制を整える。

●男性職員の配偶者出産休暇（5日）及び育児参加のための休暇（5日）取得率並びに合計取得日数の分布状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合計取得率	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%
5日以上取得率	66.7%	66.7%	83.3%	71.4%

【目標3】年次有給休暇の取得日数が5日未満の職員割合を令和7年度までに0%にする。※20日以上付与されたものに限る。

《取組内容》

- ①所属長及び係長は、夏季期間、こどもの行事及び日頃の疲労の解消などのために休暇取得ができるよう配慮する。また、すべての職員が安心して休暇を取得できるように相互の応援体制を整える。

●年次有給休暇の取得日数の状況（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

- ①平均取得日数 ※対象期間の全期間を在職し、20日以上付与されたものに限る

全体：12.3日 事務局職員：12.5日 消防職員：12.3日

- ②取得日数が5日未満の職員割合

全体：1.7% 事務局職員：0.0% 消防職員：1.8%